

不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設 (令和 7 年度関税制度改正要望)

令和 6 年 1 1 月 2 6 日
関税・外国為替等審議会
関税・税関科
経済・産業省
貿易・経済安全保障局

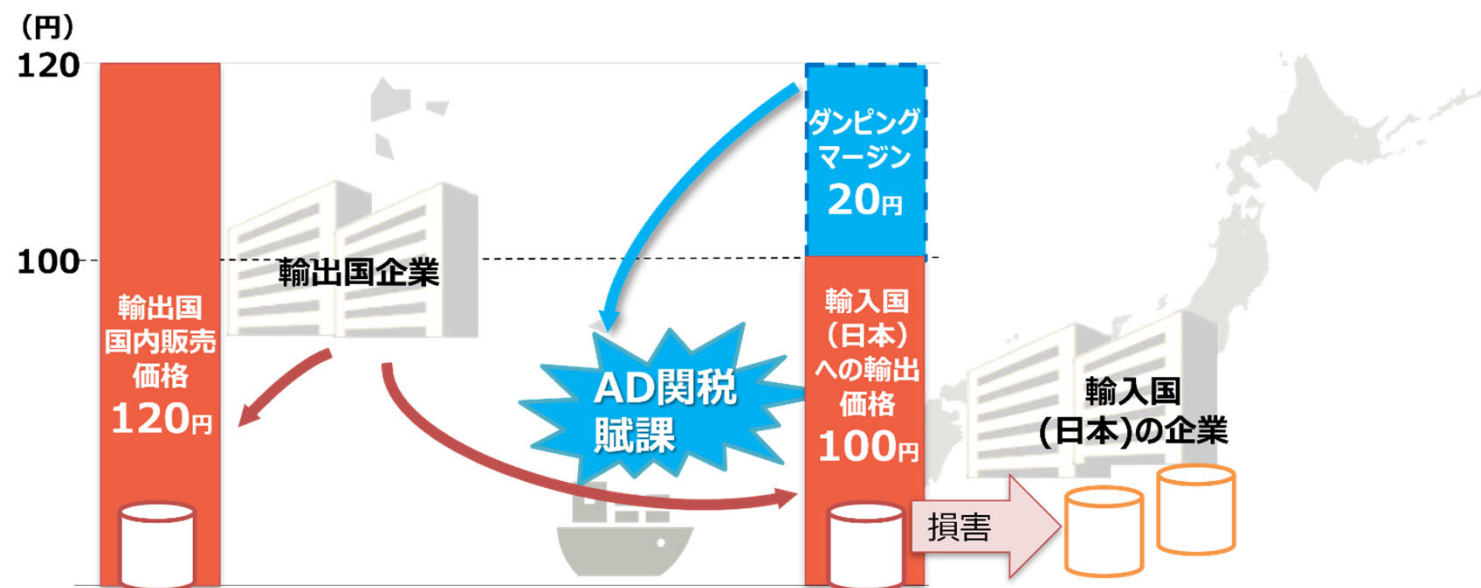
不当廉売関税制度の概要

- 不当廉売関税(アンチ・ダンピング(AD)関税)制度とは、正常価格(輸出国内の販売価格等)より低い輸出価格(ダンピング価格)で販売された貨物の輸入により、輸入国内でこの貨物と同種の貨物を生産する産業に損害等が生じる場合に、国内産業を保護するため、この輸入貨物に対して正常価格とダンピング価格の差額(ダンピング・マージン)以下の関税を賦課できる制度であり、WTO協定において、一定の規律の下に認められている。
- 我が国では、関税定率法等に規定されており、課税のための要件や手続き等は、WTO協定及び関係国内法令等に基づくこととなっており、調査を通じて、以下の課税要件を満たした場合にのみ、対象国及び対象産品を指定してAD関税が課税される仕組みとなっている。

課税要件

- (1) 不当廉売された貨物の輸入の事実があること
- (2) 不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している国内産業に実質的な損害等の事実があること
- (3) 実質的な損害等が不当廉売された貨物の輸入によって引き起こされたという因果関係があること
- (4) 国内産業を保護する必要性があること

【AD関税の概念図】



課題 ①

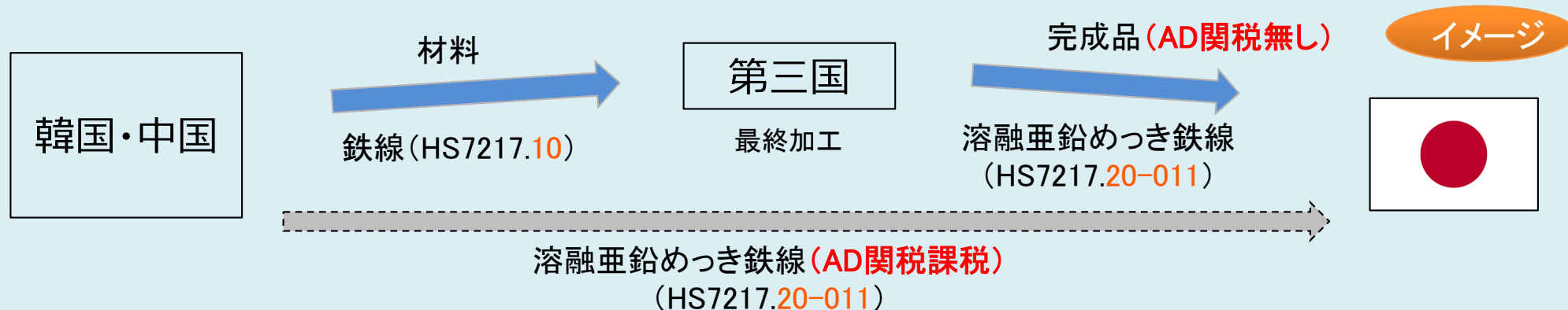
- AD関税は、対象国・対象産品を指定して課税されるところ、AD関税の課税命令に服すべき者が課税を免れるため、課税命令が示す課税範囲から形式的に外れるようにするものの、実質的には課税命令前と同等の商業行為を行う、いわゆる「迂回」の問題が存在。
- 我が国でも近年、AD関税の発動件数が増加（対象製品は世界的には鉄鋼等金属と化学工業製品が約5割）。実際に我が国が発動しているAD関税の対象製品について、類似品の輸入の増加や、第三国からの輸入の増加が確認されるなど、AD関税の迂回が行われている懸念があり、事業者や産業界からも迂回に対応するための制度改正について支持があった。

迂回が疑われる事例

①第三国迂回

- ・韓国・中国産溶融亜鉛めっき鉄線については、2022年12月からAD関税の課税が開始されているところ、その後、韓国及び中国からの輸入が減少した一方で、AD関税の課税後に第三国からの輸入が増加。
- ・溶融亜鉛めっき鉄線の材料となる鉄線について、中国から第三国への輸出量が2022年から2023年にかけて増加。
- ・AD関税の対象国から対象産品の部素材を第三国に輸出し、第三国に移転させた生産設備において加工した後に輸入国へ輸出することでAD関税を迂回する「第三国迂回」の疑いがある。

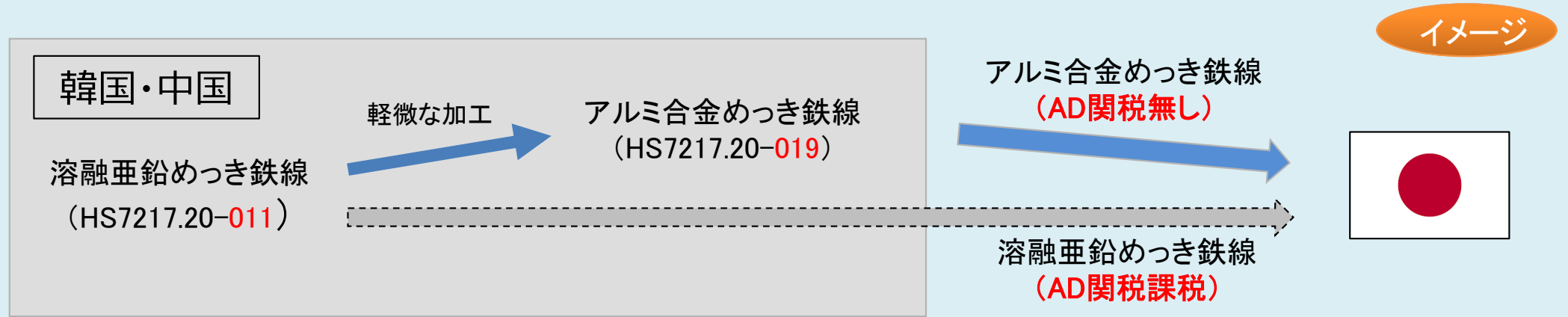
（注）「第三国迂回」は、第三国において最終加工される形態であり、単に第三国を経由した対象産品は含まれない。



迂回が疑われる事例(続き)

②軽微変更迂回

・韓国・中国産溶融亜鉛めっき鉄線については、2022年12月からAD関税の課税が開始されているところ、中国から課税対象外である類似品の輸入が増加。AD関税の対象産品をわずかに異なる産品に切り替えて輸出することでAD関税を迂回する「軽微変更迂回」の疑いがある。



③輸入国迂回(EUの事例)

・EUは、中国産自転車について、1993年9月にAD関税の課税を開始したところ、AD関税の対象国から自転車の部品(フレームやペダル等)をEUへ輸出し、EU域内で組立て販売を行う「輸入国迂回」を行う企業が存在するとして、調査を開始し、1997年1月以降、自転車部品についても原措置と同じAD関税(48.5%)を課税している。



課題 ②

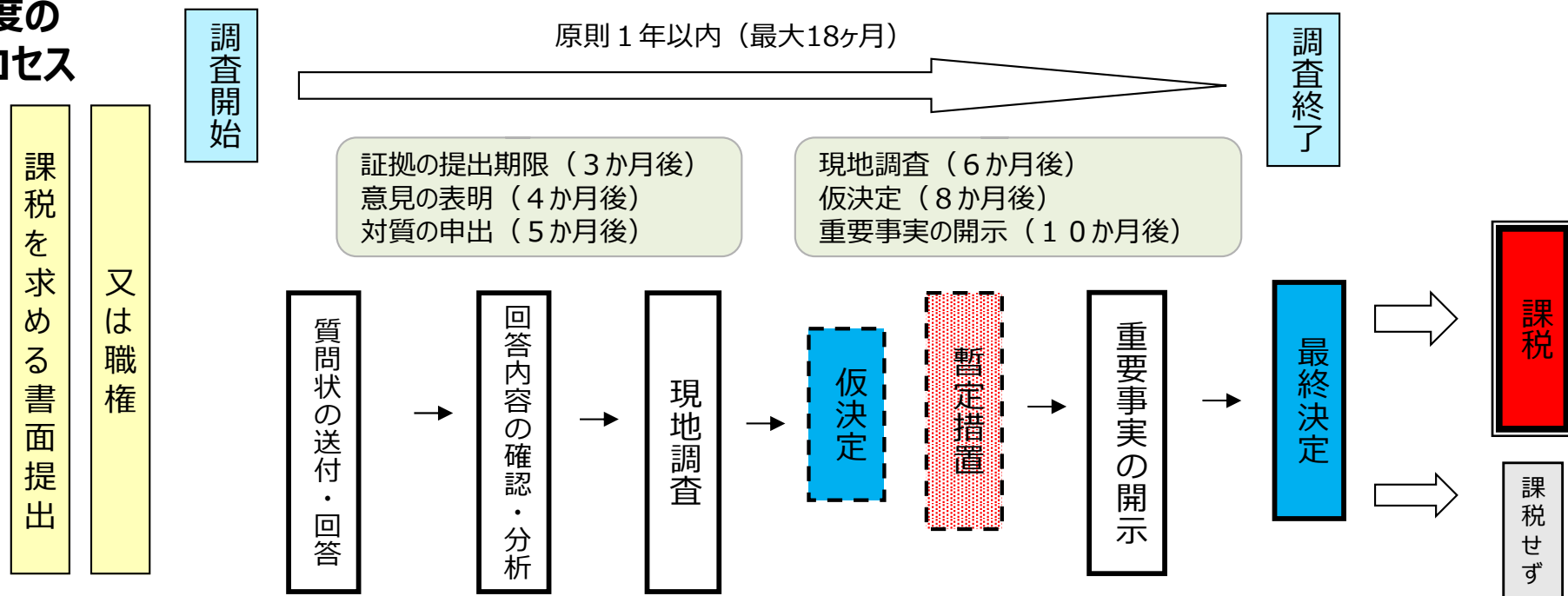
- 我が国においては関税定率法等に基づき、このようなAD関税(原措置)の迂回への対応が必要な場合、改めてAD調査を行う必要がある。これには、以下のような課題が存在。

- 原措置の迂回が疑われる製品(迂回製品)について、迂回製品の輸入による国内産業への損害の有無等を確認する必要が生ずるが、例えば、損害認定は長期(原則として少なくとも3年間(注))のデータを確
認して行われるため、迅速に迂回行為に対応することが不可能。

(注)WTO/AD委員会・勧告文書(G/ADP/6) 1 (c)

- 迂回製品単独で損害を認定することが容易でないことも想定され、調査開始のための十分な証拠がそろわない可能性。また、まだ輸入されていない製品について、将来の迂回輸入を見越して調査対象に含めようとしても、ダンピングや損害の事実を認定することはできない。
- 加えて、仮に調査を開始できた場合であっても、通常、AD調査(ダンピング、損害及び因果関係の認定)は原則1年(最大1年6ヶ月)をかけて行われることから、迂回が確認されてからAD調査を開始するという対応では、措置を発動するまでに相当の時間を要してしまい、国内産業の被害の拡大を防ぐことが困難。

現行制度の 調査プロセス



課題 ③

- 現在、WTO協定等の条約において迂回に対処するための措置について定めた規定は存在しない。
- 他方、世界の主要国では、迂回行為に対して、主に既存の貿易救済措置に対する迂回行為が行われていることの確認等を以て、当該措置の対象となる国や産品を拡大する制度（迂回防止制度）を有しており、G20のうち迂回防止制度を有していないのは日本とインドネシアのみである。（ただし、韓国については、2025年1月に施行予定。）（注）

（注）2024年9月時点、いずれも経済産業省調査による。

（参考）米国やEUにおいて、原措置の関連企業を通じてAD関税を迂回している問題に関して調査を行い、迂回製品に対して課税を行う等の事例が増加している。米国は、2019-2023年の5年間で約60件と迂回調査件数が急増。EUも、2019-2023年の5年間は約20件と調査件数が増加。



要望の概要

- 各国が迂回防止制度を有し、発動したAD関税の効果を損なう迂回行為に対処している中、適切にAD関税を活用して、我が国への不当廉売製品の流入を抑えるため、同制度の導入を早急に検討することが必要。
- 迂回行為の類型及び課税要件を定め、迂回製品に対して課税を行うに当たっての調査（迂回防止調査）に係る手続きを整備。類型として、①第三国迂回、②軽微変更迂回、③輸入国迂回、を想定。
- 想定される3類型について、現行のAD調査によらず、より迅速な調査を通じて迂回の実態等を認定し、発動中の課税措置の対象に迂回輸入品を含めることを可能とする制度を創設する。

（注）各類型のイメージについては、迂回が疑われる事例と同様。

①迂回製品に対する課税要件の設定

- ・AD関税の迂回行為に対処するため、迂回防止制度を原措置の延長又は補完であると整理し、迂回の類型別に、現行のAD関税の課税要件(ダンピング輸入の事実、損害及び因果関係)とは異なる個別の課税要件を設定することで、改めて現行のAD調査によるダンピングの事実の認定をすることなく、迂回行為が行われている事実、実質的な損害又は救済効果が損なわれている事実の確認等を以て、現行のAD調査より早期に迂回製品をAD関税(当初措置)の対象とする。

②原措置と同様の適用税率

- ・迂回の認定要件が全て充足された場合には、当該貨物、その供給者又は供給国及び期間を指定し、原措置のAD関税を課税。

③迂回製品に対する調査対象期間の設定

- ・迂回行為の損害認定の調査対象期間については、現行のAD調査における損害認定の調査対象期間(原則3年)より短い1年に短縮。

④迂回調査の調査期間の設定

- ・仮決定を行わず、また、現行のAD関税の課税要件とは異なる個別の課税要件を設定することで、現行のAD調査の期間(原則1年)を短縮し、最終決定までの調査期間を9ヶ月以内とする。

参考：主要国の迂回制度

- 米国、EU及び英国は、以下の通り迂回の認定要件を定め、迂回の実態等が認定された場合、発動中の課税措置の対象に迂回製品を含めることを可能とする制度を有している。

	米国	EU・英国
【定義】	「迂回」について一般的な定義は規定せず規律する迂回行為の類型を限定列挙した上で各類型の要件を規定 (※)ITC(国際貿易委員会)は、迂回製品への課税がAD関税命令の根拠となったITCの損害認定と矛盾するかどうかについて、米国商務省に助言。	「迂回」について、以下を要件とする一般的な定義を規定 (a)貿易パターンの変化 (b)経済的正当性の欠如 (c)損害の発生又は原措置の救済効果が損なわれていること (d)ダンピングの存在
【要件】 輸入国 迂回・ 第三国 迂回	①対象産品と迂回による完成品の類似性 ②措置対象国から輸入される部品の価額の完成品の価額に占める割合が一定以上であること ③措置実施国／第三国での組立等により付加される価値が重大でないこと 以上の要件に加え、(a)問題の産品が米国内に輸入される際の状況(輸入時期、輸入数量等)、(b)措置実施国／第三国で組立等を行っている事業者が、輸入される部品の生産者・輸出者の関連企業であるか否かを、措置の実行に当たり考慮。	①対象産品と迂回による完成品の類似性 ②措置対象国から輸入／第三国で組立等されて輸入される部品の価額の完成品の価額に占める割合が一定(60%)以上であること ③措置実施国／第三国での組立等により付加される価値が重大でない(25%を超えない)こと
軽微変更 迂回	①対象産品と迂回による完成品との類似性 ②措置対象産品に対する軽微な変更 なお、下位法令において、かかる要件に関する5つの代表的な基準(物理的特徴、顧客の期待、最終用途、販売経路及び完成品の価額に占める加工コスト)を規定。加えて、上記(a)問題の産品が米国内に輸入される際の状況(輸入時期、輸入数量等)を措置実行に当たり考慮要素としている。	①対象産品と迂回による完成品との類似性 ②措置対象産品に対する軽微な変更